

関係者ヒアリング結果概要

1 日時

令和3年7月15日（木）13時07分～14時10分

2 場所

オンライン開催

3 対象者

日本弁護士連合会（日弁連）

関 聡介 弁護士

吉田 朋弘 弁護士

4 対応者

出入国在留管理庁政策課 近江課長

出入国在留管理庁政策課外国人施策推進室 木村室長 ほか

5 内容

（関弁護士）

- 「外国人事件」（外国人を当事者とする事案）という場合、そこにおける「外国人」とは、国籍を基準とする「外国人」、文化や言語等を基準とする「外国人」、人種を基準とする「外国人」がありうる。「外国人」の意味は一つではないこと、「外国人」の範囲は変動しうること（国籍法改正や、当事者の国籍の得喪等）を前提に弁護活動をする必要があることとなる。
- 外国人事件であっても事件処理という点で特別扱いし過ぎるべきではないが、一般事件と異なる配慮が必要になる点もある。具体的には、管轄や準拠法、通訳・翻訳の確保、領事通報・難民申請・帰化申請といった外国人特有の制度の検討のほか、多くの事件において事件処理と同時に在留資格に係る手続が必要となる点にも配慮が必要である。これらの事情から、一般の弁護士にとって外国人事件はハードルが高い事件類型になっている。
- 日本の総人口が減少し続けているのに比して、在留外国人は基本的に増加しており、弁護士の数も増加し続けている。在留外国人も弁護士も都市部に集まっており、分布にそこまで大きなミスマッチはない。
- 在留外国人の国籍構成は変化し続けている。最近はベトナム、ネパール、インドネシア国籍の人が増加しているが、これらの国に係る言語対応や制度調査等はまだまだ遅れている。弁護活動においてはこれらの動向もキャッチアップしなければならない。
- 地域によっても在留外国人の国籍構成はそれぞれ異なっており、地元の弁護士会は地域の実情に合わせた対応をする必要がある。
- 日弁連は近時の定期総会等において、①外国人のリーガルアクセスの改善、

②外国人相談等の担い手となる弁護士の育成と基盤強化，③法テラス，自治体，国際交流協会，関係省庁及びワンストップセンターと，各弁護士会・各弁連等との連携推進等を宣言・公表しており，実現に向けて各種取組を行っている。

- 国の施策として各地でワンストップセンターの設置が進んでおり，弁護士会としてもできるだけワンストップセンターに関与することが必要と考えている。
- 外国人事件に取り組む弁護士の任意団体「外国人ローヤリングネットワーク(LNF)」もあり，外国人事件の大事な受け皿となっている。全国で1,600名程度の弁護士が登録しており，情報交換やゼミを行っている。
- 外国人事件の受け皿は整備されつつあるが，外国人事件は弁護士費用に加えて通訳・翻訳費用が必要になることも多く，依頼者である外国人が費用を負担できないケースが少なくない。法テラスの民事法律扶助制度は住所要件と在留資格要件があり，外国人事件の当事者には適用されないケースが多いため，日弁連が資金を拠出して民事法律扶助制度の対象とならない当事者を援助する事業（「日弁連法律援助事業」）を行っている。これは暫定的な対応であり，ゆくゆくは法整備をするべきである。
- 外国人事件の相談については，法テラスの実施する法律相談に弁護士が派遣されるケース，自治体と法テラスが連携して行っている法律相談に弁護士が派遣されるケース，各地で持ち回り方式で法律相談を実施するケース，入管収容施設に出張相談に行くケース等，様々な取組を行っている。また，コロナ禍を受けて，オンラインや電話による外国人事件の相談も増えている。
- 外国人相談に係る課題は，外国人の方にどうすれば法律相談の存在を知ってもらえるか（広報），どうすれば来てもらえるか（アクセスの確保），少数言語に関して通訳をどうするかである。
- 広報の方策としては，各国の大使館・領事館，教会，飲食店，食料品店等，外国人がいると思われる場所にチラシを置くといった実践例があるほか，最近外国人がよく利用するSNSを通じて広報するという実践例も見受けられる。
- アクセスの確保方策としては，相談場所について多言語で案内をする，相談場所の入り口に案内人を置く等の実践例がある。また，オンライン相談もアクセスのしづらさの解消に非常に有効と思われる。
- 少数言語の通訳の確保方策として，各弁護士会の通訳の確保状況について情報共有が進められつつある。一例として，関東弁護士会連合会管内においては，各弁護士会の通訳名簿の言語だけ（どの弁護士会にどの言語の通訳人が登録されているか）の情報を共有している。これによって，通訳人の個人情報保護しつつ，機動的な通訳確保を実現できる。また，オンラインによ

って遠隔地の通訳人にアクセスすることができるため、少数言語の通訳確保という点からもオンラインは有効である。

- 在留資格次第で救われる外国人当事者がいる。そこからこぼれ落ちる者がいないよう、きめ細かな制度設計と運用をお願いしたい。また、日本の少子高齢化が進んでいく中で、在留資格がなくともそれ以外に大きな問題のない外国人を在留特別許可により一定数「正規化」していくことは、合理的な選択肢だと思われるため、積極的に検討してほしい。

(吉田弁護士)

- 海外につながる子どもの義務教育就学の場面においては、就学拒否、不就学、言語の保障の問題がある。
- 就学拒否について、日本でのコミュニケーション能力の欠如や日本と外国とで学習内容・順序が異なること等により、相当学年への就学に必要な基礎条件を著しく欠く場合などには学年を下げて入学させる、学齢を超過している子どもについては公立の中学校又は夜間中学に入学させる等の方法により教育を保障すべき。この点、夜間中学については数が不足していることから拡充が望まれる。
- 不就学について、2019年に文部科学省が行った調査により、不就学の可能性がある外国籍の子どもが22,488人に上ることが判明した。継続的な調査を行っていくことが必要である。
- 不就学の原因として、制度不案内、制度の無理解、保護者の無理解、宗教理由等があり、これらに個別に対応していく必要がある。また、親の代わりに働いている、家族の面倒を見ている等の理由から不就学となっている子どももいるため、このような子どものサポートも必要である。
- なお、2019年の文部科学省の調査結果についても、浜松市のように全戸訪問調査をすると、さらに多くの不就学児童が判明する可能性もある。
- 言語の保障について、文部科学省が行っている「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」においては、「日本語指導が必要」か否かを誰が判断をするか、どのような基準で判断するか、判断基準が不明確という問題点がある。
- 日常において友達と会話するための言語能力と学習言語能力は別であるということが言語学的に明らかになっている。母国でどれだけ母語の能力が確立したかにより、論理的思考や学習言語の確立が決まる。アイデンティティの形成等に加え、学習言語の確立という観点からも、母語・母文化の保障は重要である。
- 海外につながる子どもの高校進学の場合においては受検の問題と中退率の問題がある。

- 受検の問題について、自治体によって、ルビを振った試験問題の使用、試験時間の延長、辞書の持込み許可など、入学特別措置や特別入学枠を設けているが、いまだ限定的であるため拡充が必要である。
- 中退率の問題について、海外につながる子どもは高校中退率が高いが、その一因として、日本語はできても、高校の勉強についていくほど学習言語として確立されていない、来日から間もないため居場所ができず、支え手が少ないなどがある。また、卒業後も奨学金の対象とならず経済的理由から進学できない、在留資格との関係で就労に制限があるため就労できない等、将来を見通せないことも中退率の高さにつながっている。
- 出入国在留管理庁が、在留資格「家族滞在」の子どもについて、「定住者」や「特定活動」への在留資格変更の要件を緩和したことは大きな改善である。ただし、在留資格「特定活動」への変更に扶養者（親）の身元保証が必要とされていることから、子どもが独立して在留できるよう、制度を改善してほしい。また、制度の対象となる者を拡大してほしい。
- 海外につながる子どもの高校中退対策として、家庭生活、地域生活なども視野に入れて支援する必要がある。学校内外の連携のためスクールソーシャルワーカー（SSW）の活用は有効である。学校の教職員だけではなく、児童福祉職との連携で生徒を支える必要がある。学校の内外を結びつけるコーディネーターのような存在が必要である。また、SSWのみならず、通訳、母語カウンセリング等の人材確保のために予算措置が必要である。
- 海外につながる子どもの正確な状況を把握するためにも、在留資格と進路をむすびつけたデータがあればよいと思う。また、高校進学率や不就学率については統一的な基準に基づく統計があるべきである。
- 教職員、通訳者、日本語支援者、学習支援者等、海外につながる子どもに関わる関係者のネットワークが重要であり、そのためにもネットワークのハブとなる人が必要である。
- 在留資格が絡む児童相談所の案件等も増えていることから、海外につながる子どもに関わる支援者に対する在留資格等の研修が必要だと考えており、現にそれを行ってほしい。
- 在留資格「家族滞在」を始めとして、子どもの在留状況が親の在留資格に従属している点が多くの問題につながっていると思う。DV・虐待等の被害に遭っても、在留資格に影響するため逃げられないというケースがある。子どもがいざというときに逃げられる制度設計が必要である。
- 就職や奨学金についても、在留資格によってやり直しがききにくい制度となっており、日本で生まれた子どもの将来を閉ざしている。やり直しがきくような制度設計が望まれる。

以上